

公益社団法人あおもり農業支援センターの取組方針

1 基本的な考え方

(1) 公益社団法人あおもり農業支援センター（以下「支援センター」という。）は、青森県における農業の持続的発展の一翼を担うため、次の3対策に取り組めます。

- ① 農地の利用調整と集積・集約の促進
- ② 農業の担い手の確保・育成
- ③ 畜産の生産基盤の整備

(2) これらの対策は、国土の利用・整備や環境の保全、地域社会の健全な発展といった公益的な役割を有しており、その実施に当たっては、県民からの信頼と税制面で優遇措置が得られるよう、公益法人としての組織を維持していきます。

(3) また、実施事業の多くは、国・県・市町村からの助成金、あるいは県が損失分を補償する借入金、即ち県民の負担で賄っていることから、取組内容を広く県民に周知して理解と協力を得ていきます。

(4) さらに、県が推し進める施策展開における具体となる実践や、協力などの役割を担っていくこととし、そのため常に県と連携を密にしていきます。

2 推進方策

(1) 農地の利用調整と集積・集約の促進

- ① 食料を巡る国際化が進む中で、特に農地の規模が経営を大きく左右する稲作や畑作等においては、家族経営、法人、集落営農を問わず、経営単位での農地の集積・集約が重要となります。
- ② このため、支援センターでは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく県の「農地中間管理機構」の指定を受け、出し手から規模縮小や離農などで提供された農地をできるだけ集約して受け手となる担い手に貸し付け、経営規模の拡大と生産コストの低減を図っていきます。

- ③ また、その実施に当たっては、受け手の公募や、必要に応じた農地の利用条件の改善、出し手から提供された農地を対象に交付される協力金の周知を含め、業務を円滑に推進できるよう、推進体制の充実を図っていきます。
- ④ 農地の状況は、市町村や農業委員会をはじめ、土地改良区、農協等がより把握していることから、支援センターの推進業務の一部を市町村等に委託することにより、関係機関・団体が総力をあげて構造改革に取り組む体制を構築していきます。
- ⑤ また、売買による規模拡大を進める農業者もいることから、それを支援するため、農地中間管理事業の特例事業である農地売買等事業を推進し、県が定める担い手への農地利用集積面積の相当部分を支援センターが担っていきます。

(2) 農業の担い手の確保・育成

- ① 本県では、農業従事者の高齢化や減少が続いており、農業を永続的に振興していくためには、青年を主体とした新規就農者の確保が急がれています。
- ② こうした状況を踏まえ、支援センターでは、就農を目指す青年等に対する相談や情報提供、支援等の拠点となる「青年農業者等育成センター」のほか、農業の求人斡旋を進めるために国が許可している「無料職業紹介所」や、経営意欲のある農業者や新規就農者を支援する「農業経営相談所」の役割を担っていきます。
- ③ 具体的な取組として、「青年農業者等育成センター」では、本県農業の魅力発信や県内外での就農相談会の開催、国の農業次世代人材投資事業（準備型）等の活用促進などにより、新規就農者の確保に努めます。
- ④ また、「無料職業紹介所」では、県内農業法人等の求人情報を収集するとともに、その情報を基に求職者への斡旋活動を行います。
- ⑤ さらに、「農業経営相談所」では、関係機関と連携しながら、農業経営者が抱える経営上の諸課題や新規就農者の定着に向けた課題等に対し、相談内容に応じて専門家チームを編成してアドバイスするなど、きめ細やかな指導を行います。

(3) 畜産の生産基盤の整備

- ① 本県は、畜産の意欲的な担い手や広大な草地を有し、今後とも畜産主産地として発展していくことが可能であり、そのためには、環境汚染の防止を図りながら畜産経営の合理化と畜産産地としての再編整備を進めていく必要があります。

- ② こうした課題を解決していくため、前身の公社時代から蓄積したノウハウを生かして、草地の造成や、畜舎・排泄物処理施設、高性能機械等の整備を計画的に進める「公社営畜産基盤整備事業（公共事業）」を実施します。
- ③ この場合、整備計画を策定する県の指導の下に、畜産農家の意向を踏まえ、市町村との連携を濃密に行い、施設や機械の整備が畜産経営の効率化と畜産の産地強化に資するよう取り組んでいきます。

3 役職員の業務対応

- (1) 業務上の基本精神は、「常なる変革」、「誠実着実」、「スピード重視」とします。
- (2) 役職員は、業務を進めるに当たって、受益者視点を最大原則にし、常に県民並びに公社等点検評価委員会など第三者機関からの意向、意見を尊重します。
- (3) 特に、農地中間管理機構については、法律に基づき設置する評価委員会から出される農地中間管理事業の実施状況に関する評価・意見を十分踏まえた事業の推進を図ります。
- (4) また、役職員は、誠実、着実に業務を推進するとともに、日頃から支援センター経営・業務の改善に意欲的に取り組みます。
- (5) 支援センターが県民負担で成り立つ団体であることを肝に銘じて、県民への説明責任を重視することはもとより、役職員としての法令順守、いわゆるコンプライアンスを徹底し、ホームページの充実等により情報の積極的な開示にも努めていきます。